

相模原市指導監査基準 保育所型認定こども園編

令和8年度版

関係法令名等	略称	制定	改正日
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日 厚生省令第63号)	設備運営基準	昭和23年12月29日	令和8年3月16日
相模原市民間保育所設置認可等事務取扱要綱	なし	平成15年4月1日	令和6年4月1日
児童福祉法(昭和22年 法律第164号)	なし	昭和22年12月12日	令和7年12月12日
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年4月30日 内閣府令第39号)	特定教育・保育施設等運営基準府令	平成26年4月30日	令和8年2月13日
特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(令和5年5月19日 こ成保38 5文科初第483号)	留意事項通知	令和5年5月19日	令和8年4月8日
保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日 児発第302号)	児発第302号通知	平成10年4月9日	平成21年7月9日
保育所への入所の円滑化について(児保第3号)	なし	平成10年2月13日	-
相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第11号)	児童福祉法に基づく運営基準条例	平成31年3月18日	令和7年9月30日
保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について(厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	なし	令和4年11月30日	-
保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例について(令和8年4月8日 こ成保第329号、8文科初第177号)	なし	令和8年4月8日	-
保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日 児発第86号)	児発第86号通知	平成10年2月18日	-
児童福祉法施行規則(昭和23年3月31日 厚生省令第11号)	なし	昭和23年3月31日	令和8年3月17日
社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日 社援第1352号)	社援第1352号通知	平成12年6月7日	平成29年3月7日
子ども・子育て支援法	なし	平成24年9月4日	令和7年4月25日
子ども・子育て支援法施行規則	なし	平成26年6月9日	令和8年2月13日
消防法(昭和23年 法律第186号)	なし	昭和23年7月24日	令和5年6月16日
消防法施行規則(昭和36年 自治省令第6号)	なし	昭和36年4月1日	令和8年3月6日
消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年5月31日 消防庁告示第9号)	消防庁告示第9号	平成16年5月31日	令和2年12月25日
社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について(平成28年9月1日 雇児総発0901第3号 社援基発0901第1号 障障発0901第1号 老高発0901第1号)	雇児総発0901第3号通知	平成28年9月1日	-
児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日 雇児総発0909第2号)	児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	平成28年9月9日	-
水防法(昭和24年 法律第193号)	なし	昭和24年6月4日	令和7年12月12日
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年5月8日 法律第57号)	土砂災害防止法	平成12年5月8日	令和4年6月17日

関係法令名等	略称	制定	改正日
保育所保育指針(平成29年3月31日 厚生労働省告示第117号)	なし	平成29年3月31日	-
消防法施行令(昭和36年 政令第37号)	なし	昭和36年3月25日	令和7年3月26日
相模原市消防訓練指導実施要綱(平成30年3月12日制定)	消防訓練実施要綱	平成30年4月1日	令和5年4月1日
社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28年9月15日 雇児総発0915第1号 社援基発0915第1号 障障発0915第1号 老高発0915第1号)	なし	平成28年9月15日	-
労働基準法(昭和22年 法律第49号)	なし	昭和22年4月7日	令和6年5月31日
保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年局長連名通知)	虐待等の防止、対応等ガイドライン	令和7年8月29日	令和8年4月24日
幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示等26号)	なし	昭和31年	平成29年3月31日
幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年3月31日 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)	なし	平成29年3月31日	-
保育所における自己評価ガイドライン(令和2年3月厚生労働省)	自己評価ガイドライン	令和2年3月	-
児童福祉行政指導監査の実施について(令和7年3月21日 こ成事第175号 こ支総第50号)	こ成事第175号通知	令和7年3月21日	令和8年3月30日
幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について(平成30年3月30日 府子本第315号 29初幼教第17号 子保発第330第3号)	幼保連携型認定こども園園児指導要録通知	平成30年3月30日	-
保育所保育指針の適用に際しての留意事項について(平成30年3月30日 子保発0330第2号)	なし	平成30年3月30日	-
学校保健安全法(昭和33年 法律第56号)	なし	昭和33年4月10日	平成27年6月24日
学校保健安全法施行規則(昭和33年 文部省令第18号)	なし	昭和33年6月13日	令和5年4月28日
教育・保育施設等における事故の報告等について(令和8年3月30日 こ成安第45号 7教参学第52号)	事故報告等通知	令和8年3月30日	-
児童福祉施設における事故防止について(昭和46年7月31日 児発第418号)	事故防止通知	昭和46年7月31日	-
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて(平成28年3月31日 府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号)	事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	平成28年3月31日	-
教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について(令和6年2月8日 こども家庭庁成育局事務連絡)	睡眠中の安全確保の徹底について	令和6年2月8日	-
教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について(令和7年6月3日 事務連絡)	プール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について	令和7年6月3日	
保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について	なし	令和4年12月15日	-
社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日 健発第0222002号 薬食発第0222001号 雇児発第0222001号 社援発第0222002号 老発第0222001号)	雇児発第0222001号通知	平成17年2月22日	令和5年4月28日
中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について(令和4年8月31日 子総発0831第1号 子総発0831第1号 子家発0831第1号 子子発0831第2号 子母発0831第2号 障障発0831第1号)	子総発0831通知	令和4年8月31日	-

関係法令名等	略称	制定	改正日
社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日社援施第65号) 別添：大量調理施設衛生管理マニュアル	社援施第65号通知	平成9年3月31日	平成29年6月16日 (大量調理施設衛生管理マニュアル)
労働安全衛生規則	なし	昭和47年9月30日	令和8年1月20日
社会福祉施設等における衛生管理の徹底について(平成15年12月12日 社援基発第1212001号)	社援基発第1212001号	平成15年12月12日	平成20年7月7日
腸管出血性大腸菌026、0103、0111、0121、0145及び0157の検査法について(平成26年11月20日 食安監発1120第1号通知)	食安監発1120第1号通知	平成26年11月20日	平成27年3月24日
児童福祉施設等における衛生管理等について(平成16年1月20日 雇児発第0120001号 障発第0120005号)	雇児発第0120001号	平成16年1月20日	-
児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について(令和2年3月31日子発0331第1号 障発0331第8号)	子発0331第1号通知	令和2年3月31日	-
保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)(厚生労働省)	アレルギー対応ガイドライン	平成31年4月	-
児童福祉施設等における食事の提供ガイド(令和7年9月 こども家庭庁)	食事の提供ガイド	令和7年9月17日	-
児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について(令和2年3月31日 子母発0331第1号)	子母発0331第1号通知	令和2年3月31日	-
子ども虐待対応の手引き(令和6年4月こども家庭庁支援局虐待防止対策課)	子ども虐待対応の手引き	令和6年4月22日	-
児童虐待の防止等に関する法律(平成12年 法律第82号)	なし	平成12年5月24日	令和7年4月25日
保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(周知)(令和5年8月4日 こ成保第123 こ支虐第117)	こ成保第123通知	令和5年8月4日	-
社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について(平成13年7月23日 雇児発第488号 社援発第1275号 老発第274号)	雇児発第488号通知	平成13年7月23日	平成30年3月30日
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(平成28年3月31日 雇児総発0331第7号 社援基発0331第2号 障障発0331第2号 老総発0331第4号)(課長通知)	運用上の留意事項	平成28年3月31日	令和3年11月12日
社会福祉法人会計基準(平成28年 厚生労働省令第79号)	会計基準省令	平成28年3月31日	令和3年11月12日
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて(平成28年3月31日 雇児発0331第15号 社援発0331第39号 老発0331第45号)(局長通知)	運用上の取り扱い	平成28年3月31日	令和3年11月12日
社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(平成29年4月27日 雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号)別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」	指導監査ガイドライン	平成29年4月27日	令和4年3月14日
保育所の設置認可等について(平成12年3月30日 児発第295号)(局長通知)	児発第295号通知	平成12年3月30日	平成26年12月12日
相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例(平成31年3月18日 条例第14号)	なし	平成31年3月18日	令和8年3月31日

監査事項

- ・児⇒児童福祉法に基づく指導監査に係る基準に関する事項
- ・特⇒子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の指導監査に係る基準に関する事項
- ・共⇒「児」及び「特」のいずれにも係る事項

〔判定〕

- ・C ⇒相模原市指導監査基準保育所編を満たしていないものでB、B' 以外のもの
- ・B ⇒相模原市指導監査基準保育所編を満たしていないが比較的軽微であるもの
- ・B' ⇒法令等の努力義務規定違反及び水準向上のための助言とするもの
- ・参考項目⇒通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携し、改善を図るもの

指導監査基準の「関係法令等」における表記について

児童福祉法に基づく運営基準条例第23条の規定により設備運営基準の例によるとされているものについては、「設備運営基準の該当する条項」を記載しています。

特定教育・保育施設等運営基準条例第3条の規定により特定教育・保育施設等運営基準府令の例によるとされているものについては、「特定教育・保育施設等運営基準府令の該当する条項」を記載しています。

相模原市指導監査基準
保育所型認定こども園編
～管 理 運 営～

令和8年度版

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 保育時間等	1 開所時間の状況	児	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、開所時間は、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めること。 また、1日につき11時間以上の開所に努めていること。	設備運営基準第34条 相模原市民間保育所設置認可等事務取扱要綱 成事第175号通知 別紙1 2(2)第1-1〔保育所〕(1)	・規定どおり開所していない(軽微な場合はB)。	B・C
2 利用定員に関する基準	2 利用定員に関する基準	共	保育所は、その利用定員の数を20人以上としていること。	児童福祉法第39条第1項 特定教育・保育施設等運営基準府令第4条第1項	・利用定員が遵守されていない(軽微な場合はB)。	B・C
	3 区分ごとの利用定員	特	子ども・子育て支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分の利用定員になっていること。 ※3号認定こどもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	特定教育・保育施設等運営基準府令第4条第2項	・区分ごとの利用定員になっていない(軽微な場合はB)。	B・C
3 運営に関する基準	4 定員の遵守	特	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないこと。 ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 〔特定教育・保育等費用算定基準留意事項の定員を恒常的に超過する場合調整を受ける要件〕 直前の連続する2年度間常に利用定員を超えており(注1)、かつ、各年度の年間平均在所率(注2)が120%以上の状態にある施設に適用する。 なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。 また、上記の状態のある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。 (注1)利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項 利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、幼保連携型認定こども園設備運営基準又は認定こども園法第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)及び留意事項通知等に定める基準を満たしていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第22条 留意事項通知 児発第302号通知3、5(2) ③ 保育所への入所の円滑化について	・やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っており、在籍園児数が留意事項の範囲を超えている(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 職員の配置基準			(注2)年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の教育標準時間認定（1号）又は、保育認定（2・3号）を受けた利用子ども数の総和を各月の初日の教育標準時間認定（1号）又は、保育認定（2・3号）に係る利用定員の総和で除したものをいう。 〔分園〕 (1)定員は原則30人未満とする。ただし、本園の規模や本園との距離等を勘案して一体的な運営が可能であれば30人以上とすることができる。 (2)本園において定員内の受入れ枠があるにもかかわらず、分園での受入れを意図的に行うことがないようにすること。ただし、利用者の居住地付近に本園がない等やむを得ない事由があるときは前文に該当しない。			
	5 勤務体制の確保	特	教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第21条第1項	・職員の勤務体制を定めていない(軽微な場合はB)。	B・C
	6 職員の専従状況	特	教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第21条第2項	・特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供していない(軽微な場合はB)。	B・C
	7 保育士の配置基準の遵守状況	児	保育所には、保育士を次のとおり配置していること。 (1)乳児概ね3人につき1人以上 (2)満1歳以上満3歳に満たない幼児概ね6人につき1人以上 (3)満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね15人につき1人以上 ※経過措置期間（令和10年3月31日まで）は満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき1人以上 (4)満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上 ※保育所一につき二人を下ることはできない。 分園においても入所児童の安全を確保する観点から常時2名以上の保育士を配置することとする。 【看護師等の配置に関する特例】 当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 また、「保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について」を遵守していること。	設備運営基準第33条第2項、第3項、第98条 設備運営基準附則（平成10年厚生省令第51号）第2項、（令和6年内閣府令第18号）第2項 児発第302号通知 保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について 保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例について	・保育士を適正に配置していない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
5 施設及び設備 (1)設備基準	8 調理員の配置状況	児	【特定理学療法士等の配置に関する特例】 当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第四十九条第十五項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。 ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 また、「保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例について」を遵守していること。 ※特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、それぞれが当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならず、看護師等の支援を行う保育士と、特定理学療法士等の支援を行う保育士は異なるものとする必要がある。	設備運営基準第33条第1項 児発第86号通知 児発第302号通知	・調理員を適正に配置していない(軽微な場合はB)。	B・C
			保育所には、調理員を配置していること。 ただし、調理業務の全部を委託している場合や、分園には、調理員を置かないことができる。			
	9 設備及び運営基準への適合状況	児	保育所の設備は、次のとおりとなっていること。構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。 1 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所に必要な設備 (1)乳児室とほふく室の面積の合計は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。 (2)乳児と満2歳に満たない幼児の部屋が同じ場合はベビーフェンス等でそれぞれを区画すること。 (3)保育に必要な用具を備えていること。 (4)医務室…医薬品等を備えていること。 (5)調理室 (6)調乳室(乳児室又はほふく室に近接して設ける場合、やけど等の事故を防止する設備を設けること) (7)沐浴室((6)に同じ) (8)便所	児童福祉法に基づく運営基準条例第23条、第26条 設備運営基準第5条第5項、第32条 相模原市民間保育所設置認可等事務取扱要綱 児発第302号通知 保育所保育指針第3章 1(3)エ、3、4	・設備等の基準を満たしていない、又は危害防止に十分な考慮を払って設けていない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2)設備等の変更 6 運営規程	10 設備等変更時の届出状況	児	2 満2歳以上の幼児を入所させる保育所に必要な設備 (1)保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上であること。 (2)保育に必要な用具を備えていること。 (3)屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。(付近に屋外遊戯場に代わるべき場所があれば可) (4)調理室 (5)便所 3 2階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設ける場合には、設備運営基準第32条第8号を遵守していること。 4 共通事項 (1)保育士及び調理員の休憩室 (2)事務室 (3)職員用及び調理員用の便所 なお、分園については、調理室及び医務室を設けないことができる。その場合は、本園の調理室の能力を十分勘案して衛生上及び防火上不備が生じることがないように留意すること。また、分園において医薬品を備えること。 設備、事業の運営についての重要事項に関する規定等を変更しようとする時は、変更届を相模原市長に提出していること。	児童福祉法施行規則第37条第4～6項 特定教育・保育施設等運営基準府令第20条 設備運営基準第13条第2項	・変更届が提出されていない（軽微な場合はB）。 ・施設の運営についての重要事項に関する規程を定めていない（軽微な場合はB）。	B・C B・C
	11 運営規程に関する適切な整備状況	共	次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（「運営規程」という）を定めていること。 (1)施設の目的及び運営の方針 (2)提供する特定教育・保育の内容 (3)職員の職種、員数及び職務の内容 (4)特定教育・保育の提供を行う日(子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間、提供を行わない日 (5)教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員（3号認定子どもの区分にあっては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して定めるものとする） (7)施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（特定教育・保育施設等運営基準府令第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。） (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待の防止のための措置に関する事項 (11)前各号に掲げるもののほか特定教育・保育施設の運営に関する重要事項			

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
7 秘密保持	12 秘密保持等	共	職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないこと。	特定教育・保育施設等運営基準府令第27条第1項 設備運営基準第14条の2第1項	・正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしている（軽微な場合はB）。	B・C
	13 職員であった者の秘密保持等	共	職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第27条第2項 設備運営基準第14条の2第2項	・元職員に対しても、秘密を漏らさないよう必要な措置を講じていない（軽微な場合はB）。	B・C
8 苦情解決	14 苦情処理に対する措置	共	提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第30条第1項 設備運営基準第14条の3第1項 社援第1352号通知	・苦情処理に関する必要な措置を講じていない（軽微な場合はB）。	B・C
	15 苦情の記録	特	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第30条第2項	・苦情内容等を記録していない（軽微な場合はB）。	B・C
	16 苦情に関する調査への協力・改善等	共	提供した特定教育・保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第30条第4項 設備運営基準第14条の3第3項 子ども・子育て支援法第14条第1項	・市への報告・提出・提示の命令、市からの質問若しくは検査に応じない（軽微な場合はB）。	B・C
		共			・苦情に関する調査への協力、市の指導又は助言に従って必要な改善を行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
9 非常災害対策	17 苦情に関する改善報告	特	市からの求めがあった場合には、苦情の改善の内容を市に報告していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第30条第5項	・苦情の改善内容を市に報告していない（軽微な場合はB）。	B・C
	18 消火用具等の設置状況	児	消火器等の消火用具を設置していること。	設備運営基準第6条第1項	・非常災害に必要な設備を設けていない。	B'
	19 非常災害に必要な設備の設置状況	児	非常口その他非常災害に必要な設備を設けていること。	設備運営基準第6条第1項	・非常災害に必要な設備を設けていない。	B'

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	20 消防設備等の法定点検の実施状況	児	消防設備等の法定点検を実施していること。なお、年2回点検し、そのうち1回は結果を消防署長に報告していること。	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第1項・第3項 消防庁告示第9号 消防法施行令第6条	・法定点検を実施していない、又は法定点検結果を報告していない。	参考項目
	21 非常災害計画の地域の実情に応じた策定状況	児	児童福祉施設等が定めるべき非常災害に関する具体的な計画(以下、「非常災害対策計画」という。)を策定していること。非常災害対策計画は、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであること(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。) [非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目例] ・児童福祉施設等の立地条件(地形 等) ・災害に関する情報の入手方法(「高齢者等避難」等の情報の入手方法の確認 等) ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等) ・避難を開始する時期、判断基準(「高齢者等避難」時等) ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等) ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ・避難方法(利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等) ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ・関係機関との連携体制	設備運営基準第6条第1項 雇児総発0901第3号通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知 水防法第15条の3第1項 土砂災害防止法第8条の2	・非常災害対策計画を策定していない、又は地域の実情を鑑みた災害に対処できる内容になっていない等、非常災害対策計画が不十分。	B'
	22 非常災害計画の内容等の職員間の共有状況	共	施設の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための適切な行動をとるようにすること。災害発生時に適切に対応するため、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有していること。	設備運営基準第35条 運営基準第15条第1項第4号 保育所保育指針第3章4 雇児総発0901第3号通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	・災害発生時の対応方法等を職員に周知していない(軽微な場合はB)。	B・C
	23 非常時の連絡・避難体制	共	日頃から保護者との密接な連携に努め、災害発生時の連絡体制や引渡し方法等について確認していること。	設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第4号 保育所保育指針第3章4 雇児総発0901第3号通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知	・保護者との連携体制を整備していない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
10 業務継続計画	24 消火訓練及び避難訓練の実施状況	児	避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月1回行っていること。避難訓練については、地域の実情を鑑みて、火災、水害・土砂災害、地震等を想定した訓練を実施すること。	設備運営基準第6条第2項 消防法施行令第3条の2第2項 雇児総発0901第3号通知 児童福祉施設等利用者安全確保・非常災害時体制整備強化徹底通知 消防訓練実施要綱	・訓練を全く実施していない（未実施の月がある、地域の実情を鑑みた災害を想定していない、訓練内容が不十分である場合はB）。	B・C
	25 業務継続計画の策定	児	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めていること。	設備運営基準第9条の3第1項	・業務継続計画を策定していない、業務継続計画を策定しているが内容が不十分である、又は業務継続計画に従った必要な措置を講じていない。	B'
	26 業務継続計画の職員への周知	児	職員に対し、業務継続計画について周知するよう努めていること。	設備運営基準第9条の3第2項	・職員に対し、業務継続計画を周知していない、又は職員に対し、業務継続計画の周知が不十分である。	B'
	27 業務継続計画に係る研修及び訓練	児	職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めていること。	設備運営基準第9条の3第2項	・職員に対し、業務継続計画に基づいた必要な研修及び訓練を実施していない。	B'
	28 業務継続計画の見直し	児	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めること。	設備運営基準第9条の3第3項	・定期的な業務継続計画の見直しや、必要に応じた業務継続計画の変更を行っていない。	B'
11 防犯対策	29 防犯についての配慮状況	共	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図っていること。	設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項第4号 保育所保育指針第3章3(2)ウ 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	・防犯対策を適切に講じていない（軽微な場合はB）。	B・C
12 職員処遇	30 手当等の支払状況	児	通勤・住宅手当等の各種手当が規定され適切に支払われていること。	労働基準法第15条、第24条、第37条、第89条 こ成事第175号通知 別紙1 2(2)第2〔共通事項〕2(1)	・規定どおり給与等手当を支給していない、又は各種手当が規定されていない。	参考項目

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
13 内容及び手続きの説明及び同意等	31 労働基準法第24条の協定締結及び第36条の届出	児	賃金から法令で定められているもの以外を控除する場合は、労働基準法第24条の労使の協定を締結していること。 時間外又は休日に労働をさせる場合は、労働基準法第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出していること。	労働基準法第24条 労働基準法第36条 こ成事第175号通知 別紙1 2(2)第2〔共通事項〕2(2)	・賃金控除に係る労使協定を締結せずに控除している。 ・届出せずに時間外又は休日に労働をさせている。	参考項目 参考項目
	32 職員の確保・定着化	児 児	職員の確保・定着化について積極的に取り組んでいること。 ア 職員の計画的な採用に努めていること。 イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めていること。	社会福祉法第90条第1項、第90条第2項 こ成事第175号通知 別紙1 2(2)第2〔共通事項〕2(3)ア、2(3)イ	・職員の計画的な採用に努めていない。 ・労働条件の改善等に配慮せず、定着促進及び離職防止に努めていない。	参考項目 参考項目
	33 重要事項説明及び利用申込者の同意	特	特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、特定教育・保育施設等運営基準府令第20条（監査事項11）に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第5条	・重要事項を記した文書の交付及び説明と利用者申込者の同意を得ることを行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
	34 重要事項等の掲示等	特	特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第23条	・施設の見えやすい場所に、施設に係る重要事項等の掲示を行っていない、又はインターネットを利用した掲示を実施していない（掲示内容が不十分である場合はB）。	B・C
14 記録の整備	35 記録の整備	共	職員、設備、会計及び入所している者の処遇の状況を明らかにする諸記録を整備していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第34条第1項 労働基準法第109条、附則第143条第1号 設備運営基準第14条 雇児発第488号通知5(3)ア 児発第295号通知 第1-3(3)②イ、エ	・職員に関する諸記録を整備していない（軽微な場合はB）。	B・C
					・設備に関する諸記録を整備していない（軽微な場合はB）。	B・C
					・会計に関する諸記録を整備していない（軽微な場合はB）。	B・C
					・児童の処遇の状況を明らかにする諸記録を整備していない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
15 その他	36 その他	特	教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していること。 (1) 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 特定教育・保育施設等運営基準府令第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 (3) 特定教育・保育施設等運営基準府令第19条に規定する市への通知に係る記録 (4) 特定教育・保育施設等運営基準府令第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 特定教育・保育施設等運営基準府令第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	特定教育・保育施設等運営基準府令第34条第2項、（第12条、第19条、第30条、第32条）	・ 特定教育・保育の提供に関する記録を整備していない（軽微な場合はB）。 ・ 特定教育・保育の提供に関する記録を5年間保存していない（軽微な場合はB）。	B・C B・C
		共	施設運営に関し、不適切な事項がないこと。		・ 施設運営に関し不適切な事項がある（軽微な場合はB）。	B・C

※ 周知事項 ※

1 内容及び手続の説明及び同意等	1 経営状況等の報告	特	毎事業年度終了後五月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育施設設置者等経営情報（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他内閣府令で定める事項をいう。）を都道府県知事に報告していること。	子ども・子育て支援法第58条第2項	—	—
2 保育士の雇用等	2 報告	児	雇用する保育士について、禁錮以上の刑に処せられた者など児童福祉法第18条の5第2号若しくは第3号に該当すると認めたとき、又は当該保育士が児童生徒性暴力等を行つたと思料するときは、速やかにその旨を都道府県知事に報告していること。	児童福祉法第18条の20の3	—	—
	3 データベース活用	児	保育士を任命し、又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、児童福祉法第18条の36第1項のデータベースを活用するものとする。	児童福祉法第18条の36第3項	—	—
	4 児童対象性暴力等の防止	児	児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものいう。）に係る犯罪事実確認その他必要な措置を講じなければならない。 ※犯罪事実確認・・・学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第4条第1項に規定する犯罪事実確認	設備運営基準第9条の5（令和8年12月25日施行）	—	—

相模原市指導監査基準
保育所型認定こども園編
～利用者処遇～

令和8年度版

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 総則	1 一般原則	特	特定教育・保育施設は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものであること。 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うこと。	特定教育・保育施設等運営基準府令第3条第1項 設備運営基準第5条第1項、第7条第2項 特定教育・保育施設等運営基準府令第3条第2項、第4項 虐待等の防止、対応等のガイドライン	・良質かつ適切な特定教育・保育の提供を行っていない（軽微な場合はB）。 ・人権擁護のために必要な体制を整備していない（軽微な場合はB）。 ・子どもの意見や思いを表明する機会や受け止める仕組みが構築されていない（軽微な場合はB）。 ・児童に対して、著しく人格を傷つける言動をしている（軽微な場合はB）。 ・研修や会議などで人権について考える機会を持っていない（軽微な場合はB）。	B・C B・C B・C B・C B・C
		特	特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第3条第3項	・地域及び家庭との結び付きを重視した運営や、教育・保育の提供に関する機関、団体等との密接な連携に努めていない。	B'
2 教育及び保育の内容	2 教育及び保育の内容	共	保育所型認定こども園における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、幼稚園教育要領及び内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に従うこと。また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえていること。	設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領	・保育所保育指針に従い、保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されていない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 教育及び保育の計画	3 全体的な計画の作成	共	<養護の理念> 保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定をはかるために保育士等が行う援助や関わりであり保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されていること。 <養護に関わるねらい及び内容> (1) 生命の保持 (2) 情緒の安定 全体的な計画の作成に当たっては、次の事項に留意していること。 (1) 保育所型認定こども園は、教育及び保育の目標を達成するために、各保育所型認定こども園の教育及び保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、教育及び保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所型認定こども園の生活全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成すること。 (2) 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、教育及び保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成すること。 (3) 全体的な計画は、保育所型認定こども園の教育及び保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所型認定こども園が創意工夫して教育及び保育できるよう作成すること。	設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 保育所保育指針第1章第3(1) 幼稚園教育要領第1章第3の6 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2の1	・全体的な計画を作成していない（軽微な場合はB）。	B・C
	4 長期的な指導計画及び短期的な指導計画の作成	共	保育所型認定こども園は、全体的な計画に基づき、具体的な教育及び保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成すること。 指導計画においては、保育所型認定こども園の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定していること。 また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにしていること。	設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 保育所保育指針第1章第3(2)ア、イ、ウ、キ、4、第2章1、2、3 幼稚園教育要領第1章第4、第5 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2の2、3、第3の4	・全体的な計画に基づく長期的な指導計画、短期的な指導計画の作成をしていない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	5 個別的な指導計画の作成	共	指導計画の作成に当たっては、保育所保育指針第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の留意事項に留意していること。 (1)3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成していること。 (2)3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮していること。 (3)異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮していること。		・3歳未満児について、個別的な指導計画を作成していない（軽微な場合はB）。	B・C
	6 障害のある子どもの保育	共	(1)一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう指導計画の中に位置づけていること。 (2)子どもの状況に応じた教育及び保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図っていること。		・障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して成長できるよう指導計画に位置付けていない（軽微な場合はB）。 ・障害のある子どもの個別の支援計画がなく、適切な対応を図っていない（軽微な場合はB）。	B・C
幼児保育を行う施設としての共有すべき事項 <育みたい資質・能力> 次の資質・能力を一体的に育むよう努めていること。 (1)豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」 (2)気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」 (3)心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」 <幼児期の終わりまでに育ってほしい姿> 次の10項目について、保育士等が指導を行う際に考慮していること。 (1)健康な心と体 (2)自立心 (3)協同性 (4)道徳性・規範意識の芽生え (6)思考力の芽生え (7)自然との関わり・生命尊重 (8)数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 (9)言葉による伝え合い <乳児保育に関わるねらい及び内容> 次の視点に留意しながら保育を行っていること。 (1)身体的発達に関する視点 「健やかに伸び伸びと育つ」 (2)社会的発達に関する視点 「身近な人と気持ちを通じ合う」 (3)精神的発達に関する視点 「身近なものと関わり感性が育つ」 <1歳以上の保育に関わるねらい及び内容> 次の領域に留意しながら保育を行っていること。 (1)心身の健康に関する領域「健康」 (2)人との関わりに関する領域「人間関係」 (3)身近な環境との関わりに関する領域「環境」 (4)言葉の獲得に関する領域「言葉」 (5)感性と表現に関する領域「表現」						

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 業務の質の評価等	7 指導計画に基づく教育及び保育の実施状況	共	保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して教育及び保育の過程を記録し、これらを踏まえ指導計画に基づく教育及び保育の内容の見直しを行い、改善を図っていること。	設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 保育所保育指針第1章3(3)エ 幼稚園教育要領第1章第4の2(2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2の2(2)	・保育の過程を記録をせず、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
	8 保育所の自己評価	共	保育所型認定こども園は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図っていること。	設備運営基準第35条、第36条の2第1項 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条、第16条第1項 保育所保育指針第1章3(4)(5)、第5章1(2) 幼稚園教育要領第1章第6 自己評価ガイドライン こ成事第175号通知	・保育所として、自らその行う業務の評価（自己評価）を行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
		共			・自ら行う業務の質の評価結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っていない（軽微な場合はB）。	B・C
	9 外部の者による評価	共	保育所型認定こども園は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていること。	設備運営基準第35条、第36条の2第2項 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条、第16条第2項 保育所保育指針第1章3(4)イ、(5)	・定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表していない。	B'
		共			・外部の者による評価結果を受けて、常に改善を図っていない。	B'

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
5 小学校等との連携等	10 小学校等との接続	共	保育所型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、保育所保育指針第1章の4の(2)等に応ずる「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所型認定こども園の教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。	設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 保育所保育指針第2章4(2)イ 幼稚園教育要領第1章第6の3 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章第2の1(5)、2(3)サ	・保育所型認定こども園の教育及び保育と小学校教育との円滑な接続に向けての取組を行っていない。	B'
	11 認定こども園こども要録の作成・送付状況	共	(1) 幼保連携型認定こども園園児指導要録通知「1 幼保連携型認定こども園における評価の基本的な考え方」及び「2 園児指導要録の改善の要旨」を踏まえ、「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を「認定こども園こども要録」に読み替える等して、認定こども園こども要録を作成すること。（保育所児童保育要録を作成することも可能） (2) 要録は、学級を編制している満3歳以上の子どもについて作成すること。なお、これは、満3歳未満に関する記録を残すことを妨げるものではないこと。 (3) 子どもの進学・就学に際して、作成した要録の抄本又は写しを進学・就学先の小学校等の校長に送付すること。 (4) 作成した要録の原本等について、その子どもが小学校等を卒業するまでの間保存することが望ましいこと。ただし、学籍等に関する記録については、20年間保存することが望ましいこと。 (5) 取扱いについては、幼保連携型認定こども園園児指導要録通知「4 取り扱い上の注意」を参考にして適切に取り扱うこと。 (6) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて適切に取り扱うこと。	設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 保育所保育指針第2章4(2)ウ 幼保連携型認定こども園園児指導要録通知 保育所保育指針の適用に際しての留意事項について こ成事175号通知	・認定こども園こども要録が作成されていない（軽微な場合はB）。 ・子どもの就学に際し、認定こども園こども要録が小学校へ送付されていない（軽微な場合はB）。	B・C B・C
6 教育・保育の提供の記録	12 教育・保育の提供の記録	特	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第12条	・教育・保育の提供について、必要な事項を記録していない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
7 子どもの健康支援	13 保健計画の作成状況	共	子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていること。	設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 保育所保育指針第3章1(2)ア 幼稚園教育要領第1章第3の6 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1の2(1)	・保健計画を作成しているか。	B'
	14 心身の状況の把握	特	特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第10条	・教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めていない。	B'
	15 健康状態並びに発育及び発達状態の把握	共	子どもの心身の状態に応じて教育及び保育をするために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時把握していること。	設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 保育所保育指針第3章1(1)ア 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1の1(1)	・定期的・継続的に子どもの健康状態及び発育・発達状況を把握していない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
8 事故防止及び安全対策	16 入所した者の健康診断	児	(1) 入所した児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っていること。 なお、疾病その他やむを得ない理由によって当該期日に健康診断を受けることができなかった児童に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断(歯科健診を含む。)を行っていること。	設備運営基準 第12条、第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 保育所保育指針第3章1(2)イ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1の1(1)、(2) 学校保健安全法 学校保健安全法施行規則第5条、第6条 こ成事第175号通知	・児童の入所時に学校保健安全法に規定する健康診断に準じて健康診断を行っていない(軽微な場合はB)。 ・学校保健安全法に規定する健康診断に準じて、児童の定期健康診断を年2回以上実施していない。必要に応じて臨時の健康診断を行っていない(軽微な場合はB)。	B・C B・C
		児				
		共	(2) 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、教育及び保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにしていること。		・健康診断の記録及び保管を適切にしていない(軽微な場合はB)。	B・C
	17 緊急時等の対応	特	職員が現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第18条	・子どもの緊急時の対応について、必要な措置を講じていない(軽微な場合はB)。	B・C
	18 事故発生の防止及び発生時の対応	特	(1) 教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第32条第2項 事故報告等通知	・事故発生後の対応について、必要な措置を講じていない(軽微な場合はB)。	B・C
		特	(2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第32条第3項	・事故の状況及び処置についての記録がない(軽微な場合はB)。	B・C
		特	(3) 特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第32条第4項	・損害賠償を速やかに行っていない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
19	事故防止及び安全対策	特	(4)事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じていること。 ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第32条第1項 事故報告等通知 事故防止通知 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン こ成事175号通知	・事故が発生した場合の対応、規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針が整備されていない（軽微な場合はB）。	B・C
		特	イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。		・事故報告、改善策を周知徹底する体制が整備されていない（軽微な場合はB）。	B・C
		特	ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。		・事故発生防止のための委員会及び研修が定期的に行われていない（軽微な場合はB）。	B・C
		共	事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じていること。	設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 保育所保育指針第3章3(2)イ		
		共	(1)以下の点を含む乳児の窒息リスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行い、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をし、乳幼児突然死症候群（SIDS）の対策及び、窒息等の睡眠中の事故防止対策を講じていること。 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせること。 ・一人にしないこと。 ・寝かせ方に配慮を行うこと ・やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しないこと。 ・ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かないこと。 ・口の中に異物がないか確認すること。 ・ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。 ・子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること。	幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3の2(2) 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン こ成事175号通知 睡眠中の安全確保の徹底について プール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について	・乳幼児突然死症候群（SIDS）の対策及び、窒息等の睡眠中の事故防止対策を講じていない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
20 安全計画の策定等		共	(2) プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしていること。		・専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けた配置や、その役割分担を明確にしていない（軽微な場合はB）。	B・C
		共	(3) 児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去していること。		・児童の食事に関する情報や当日の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去していない（軽微な場合はB）。	B・C
		共	(4) 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施していること。		・窒息の可能性のある玩具、小物等が置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施していない（軽微な場合はB）。	B・C
		共	(1) 児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じていること。		・安全計画を策定していない（軽微な場合はB）。	B・C
		児	(2) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施していること。		・安全計画を職員に周知していない（軽微な場合はB）。	B・C
		児	(3) 保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していること。	設備運営基準 第6条の3、35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について 保育所保育指針第3章3(2)ア 幼稚園教育要領第1章第3の6 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3の2 こ成事175号通知	・研修や訓練を実施していない（軽微な場合はB）。	B・C
					・安全計画を保護者に周知していない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
9 衛生管理	21 自動車を運行する場合の所在の確認	児	(4)定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。	設備運営基準第6条の4	・定期的に安全計画の見直しを行っておらず、必要に応じて変更を行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
		児	(1)児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認していること。		・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができず、児童の所在を確認していない（軽微な場合はB）。	B・C
		児	(2)児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っていること。		・自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備えておらず、ブザー等の設置に代わる措置も講じていない（軽微な場合はB）。	B・C
	22 感染症又は食中毒に対する措置	児	(1)児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていること。	設備運営基準第10条第1項、2項 雇児発第0222001号通知 子総発0831号通知 社援施第65号通知 食事の提供ガイド	・食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理がされていない（軽微な場合はB）。	B・C
		児			・児童が使用する設備について衛生的な管理がされていない（軽微な場合はB）。	B・C
		児	(2)感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めていること。		・職員に対し、感染症予防等の研修や訓練を定期的実施するよう努めていない。	B'

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
10 食育の推進	23 給食関係者等の検便の実施状況	児	児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。 調理・調乳に従事する職員について、雇入れの際又は当該業務への配置換えの際、検便による健康診断を行っていること。並びに月1回以上の検便を実施していること。なお、検便結果には腸管出血性大腸菌0157の検査を含めていること。	設備運営基準第12条第4項、第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 保育所保育指針第3章3(1)イ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第3の1 労働安全衛生規則第47条 社援基発第1212001号通知 食安監発1120第1号通知 雇児発第0120001号	・検査を実施していない（軽微な場合及び検査結果を確認せずに従事している場合はB）。	B・C
	24 食育計画の作成状況	共	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めていること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図っていること。	設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 保育所保育指針第3章2(1)ウ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第2の3	・食育の計画を作成し、その評価及び改善に努めていない。	B'
	25 体調不良、食物アレルギー、障害のある子ども等への対応状況	共	(1)アレルギー疾患を有する園児に関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。 (2)体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人ひとりの子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。 (3)子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配及び誤食等の発生予防に努めていること。 (4)生活管理指導表等を活用するなどして、状況を把握するよう留意するとともに、子どもの異変時の対応等に備え、平素より危機管理体制を構築していること。	設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 保育所保育指針第3章1(3)ウ、第3章2(2)ウ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第1の3(3)、第2の6 子発0331第1号通知 アレルギー対応ガイドライン こ成事175号通知	・体調不良、食物アレルギー、障害のある子ども等への対応を適切に行っていない（軽微な場合はB）。 ・生活管理指導表等を活用するなどして、子どもの異変時の対応等に備え、平素より危機管理体制を構築していない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
11 適切な食事の提供	26 食事の提供状況	児	食事の提供は次のとおり、適切に行っていること。 (1) 入所している児童に食事を提供するときは、当該施設内で調理（児童福祉施設基準省令第8条の規定により、当該施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）していること。 ※給食材料が適切に用意され、保管されているか。 ※給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。	設備運営基準第11条 こ成事第175号通知 食事の提供ガイド 子母発0331第1号通知	・児童に食事を提供するときは、当該施設内で調理する方法により行っていない（軽微な場合はB）。	B・C
		児	(2) 献立はできる限り変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものであること。		・児童の健全な発育に必要な給与栄養量の目標を設定し、それを満たす献立を作成していない（軽微な場合はB）。	B・C
		児	(3) 食品の種類及び調理方法について、栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。		・食品の種類及び調理方法について栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっていない（軽微な場合はB）。	B・C
		児	また、日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。		・3歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）、食事の環境などについて配慮がされていない（軽微な場合はB）。	B・C
		児	(4) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行っていること。		・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われていない（軽微な場合はB）。	B・C
		児	(5) 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めていること。		・児童の健康な生活の基本としての食を営む力を育成していない。	B'

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
12 調理業務の委託	27 委託の要件	児	(1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 ア 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。 イ 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと保育所型認定こども園が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても保育所型認定こども園側において契約を解除できること。 ウ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。 エ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所型認定こども園に損害を与えた場合は、受託業者は保育所型認定こども園に対し損害賠償を行うこと。 オ 保育所型認定こども園における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食 材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。 カ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。 キ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。 ク 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。	設備運営基準第32条の2第1号 児発第86号通知5、6	・委託契約者との契約内容が確保されていない(軽微な場合はB)。	B・C
		児	(2) 当該保育所型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。	設備運営基準第32条の2第2号 児発第86号通知3	・栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われていない(軽微な場合はB)。	B・C
		児	(3) 調理業務の受託者を、当該保育所型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。	設備運営基準第32条の2第3号 児発第86号通知	・保育所における給食の趣旨を十分に認識せず、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有していない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
13 子育て支援	28 保護者との連絡調整、家庭との連携の状況	共	(4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。	設備運営基準第32条の2第4号 保育所保育指針第3章1(3)ウ、第3章2(2)ウ 子発0331第1号通知1	・幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮に適切に応じていない(軽微な場合はB)。	B・C
		児	(5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	設備運営基準第32条の2第5号	・乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めていない。	B'
		児	保育所型認定こども園の長は、常に保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めていること。	設備運営基準第36条	・教育及び保育の内容につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めていない。	B'
	29 相談及び援助	共	常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていること。 また、保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。	設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条、第17条 保育所保育指針第4章1(1)ア 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第4章第1の1	・保護者の相談に対し、必要な助言その他の援助を行っていない(軽微な場合はB)。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
14 地域との連携等	30 地域社会との交流及び連携	共	児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めていること。 また、保育所型認定こども園は、児童福祉法第48条の4の規定に基づき、その行う教育及び保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所型認定こども園の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所型認定こども園の教育及び保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めていること。	設備運営基準第5条第2項、35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条、31条 保育所保育指針第4章3(1)ア 幼稚園教育要領第3章2 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第4章第3の1 児童福祉法第48条の4第1項	・地域社会との交流及び連携を図るよう努めていない。 ・児童の保護者及び地域社会に対し、保育所の運営の内容を適切に説明するよう努めていない。	B'
	31 地域の関係機関等との連携	共				
	32 地域との交流	特	市町村の支援を得て、地域の関係機関等（児童相談所・子育て支援センター等）との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めていること。	設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 保育所保育指針第4章3(2)ア 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第4章第3の2 こ成事第175号通知	・施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関との連絡調整が図られていない。	B'
	33 入所した者を平等に取り扱う原則	共	入所している者の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないこと。	設備運営基準第9条 特定教育・保育施設等運営基準府令第24条	・利用者に対し、国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的取扱いをしている（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
16 虐待の禁止	34 施設内虐待の禁止	共	職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないこと。 【児童福祉法第33条の10第1項】 (1)身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2)わいせつな行為をすること又は入所児童等をしてわいせつな行為をさせること。 (3)心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による(1)、(2)又は(4)に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 (4)著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の入所児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	設備運営基準第9条の2 特定教育・保育施設等運営基準府令第25条 児童福祉法第33条の10、11 虐待等の防止、対応等ガイドライン 子ども虐待対応の手引き 児童虐待の防止等に関する法律	・職員は、子どもの心身に有害な影響を与える行為を行っている（軽微な場合はB）。	B・C
	35 不適切な養育が疑われる家庭への支援	共	(1)保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。 (2)子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。	設備運営基準第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領第4章第2の8、9、第3の2 児童福祉法第25条第1項 こ成保第123号通知 こ成事第175号通知 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条	・子どもの心身の状態等を観察し、虐待の早期発見に努めず、要保護児童を発見した場合には、通告するなど市等の関係機関と連携した上で、適切な対応をしていない（軽微な場合はB）。	B・C
17 職員の知識及び技能の向上	36 研修機会の確保	共	職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していること。 (1)職場内での研修の充実を図っていること。 (2)外部研修への参加機会が確保されるよう努めていること。	設備運営基準第7条の2第2項、第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条、第21条第3項 保育所保育指針第5章3	・研修の機会を確保していない（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項	区分	監査内容	関係法令等	評価	判定
	37 職員の知識及び技能の向上等	共	職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていること。 (1)教育及び保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画の作成していること。 (2)外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、保育所型認定こども園全体としての教育及び保育実践の質及び専門性の向上につなげていくこと。 (3)教育及び保育実践の質及び専門性の向上のために、研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮され、研修を修了した職員については、その職務内容等において、当該研修の成果等が適切に勘案されるよう努めていること。	設備運営基準第7条の2第1項、第35条 特定教育・保育施設等運営基準府令第15条 保育所保育指針第5章4	・常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていない。	B'
18 情報の提供	38 情報の提供等	特	(1)利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第28条	・利用しようとする保護者に対し、適切に特定地域型保育事業所を選択できるように、保育内容の情報提供に努めていない。	B'
		特	(2)当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないこと。		・施設についての広告内容が虚偽又は誇大となっている（軽微な場合はB）。	B・C
19 その他	39 その他	共	利用者処遇に不適切な事項がないこと。		・利用者処遇に不適切な事項がある（軽微な場合はB）。	B・C

相模原市指導監査基準
保育所型認定こども園編

～ 会 計 ～

令和8年度版

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
1 管理組織の確立	1 現金等貴重品の保管状況	児	現金、預金等の保管が適正に行われているか。	設備運営基準第14条 こ成事第175号通知別紙1-2(2)第2-1(2)オ	・管理者が定められていない。	C
					・管理が適切に行われていない(軽微な場合はB)。	B・C
	2 内部けん制体制の確立及び機能の状況	児	内部けん制体制が確立され、適正に機能しているか。	設備運営基準第14条 雇児発第488号通知5(3)ア 児童福祉行政指導監査実施通知別紙1-2(2)第2-1(2)カ	・会計責任者を配置していない。	C
					・出納職員の監督を適切に行っていない(軽微な場合はB)。	B・C
					・会計責任者と出納職員が兼務しており、内部けん制組織を確立していない。	C
					・会計責任者が現金、預貯金等の残高確認等を行っていない(軽微な場合はB)。	B・C
2 会計の区分	3 会計の区分	特	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第33条	・特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	4 予算等の編成	児 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。 ※補正予算は年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合に、必要な収入及び支出について編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。	設備運営基準第14条 こ成事第175号通知別紙1-2(2)第2-1(1)運用上の留意事項2(2)	・予算の編成時期が不適切である。 ・年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合（軽微なものを除く。）に、補正予算を編成していない。	C B
3 計算書類等 (1) 社会福祉法人	5 社会福祉法人の計算書類作成状況	児 (1) 計算書類を様式に従って作成していること。	会計基準省令第2条、第7条の2第1項運用上の取扱い運用上の留意事項指導監査ガイドラインⅢ3(3)3	・予算又は補正予算の積算が不適切である(軽微な場合はB)。 ・様式に従って作成していない(軽微な場合はB)。	B・C B・C
		児 (2) 計算書類に、整合性がとれていること。		・計算書類に整合性がとれていない(軽微な場合はB)。	B・C
(2) 社会福祉法人以外	6 社会福祉法人以外の財務書類の作成状況	児 (1) 収支計算書又は損益計算書において、保育所を営む事業に係る区分を設けること。 (2) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、保育所を営む事業に係る区分ごとに、積立金・積立資産明細書を作成していること。 【企業会計の基準による会計処理を行っている場合】 保育所を営む事業に係る区分ごとに以下も作成していること。 1 貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載) 2 借入金明細書 3 基本財産及びその他固定資産(有形固定資産)の明細書	児 発第295号通知 第1-3(3)②イ、エ	・必要な財務関係書類を作成していない。 ・財務関係書類の一部に不備がある。	C B

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
(3) 共通事項	7 社会福祉法人以外の現況報告書等の提出状況	児	次に掲げる財務関係書類を毎会計年度終了後3か月以内に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出していること。 1 貸借対照表 2 収支計算書又は損益計算書 3 監査事項6に掲げる財務関係書類	児発第295号通知 第1-3(3)②オ	・財務関係書類を提出していない。 ・会計年度終了後3か月以内に提出していない。	C B
	8 会計帳簿等の作成状況	児	会計帳簿は、証憑に基づき作成され、会計責任者が、会計帳簿の内容及び帳簿と証憑の整合性を確認するなど、適正な会計処理を行っていること。また、証憑と会計伝票等を整理し保存していること。	雇児発第488号通知 5(3)ア	・会計帳簿と、証憑が整合していない(軽微な場合はB)。 ・証憑と会計伝票等が整理保存されていない。	B・C B
	9 利用者負担額等の受領	特	特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、教育・保育給付認定保護者から支払を受けるときは、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内でその額を設定し、支払を受けていること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第13条第3項	・適切な金額で設定していない。	C
	10 便宜に要する費用の受領	特	特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額以外の支払を教育・保育給付認定保護者から受けていないこと。 (1)日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 (2)特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 (3)食事の提供に要する費用のうち、次に掲げるものを除く費用 ア 年収概ね360万円未満の世帯に対する副食費 イ 第3子以上等の場合の副食費 ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 (4)特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 (5)(1)～(4)に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	特定教育・保育施設等運営基準府令第13条第4項	・便宜に要する費用について(1)～(5)以外の費用の支給を受けている。	C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
5 施設型給付等の額に係る通知等	11 領収証の交付	特	監査事項9及び10(1)～(5)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第13条第5項	・費用の支払いに対し、領収証を交付していない(軽微な場合はB)。	B・C
	12 書面での説明及び文書による同意の徴収	特	監査事項9及び10(1)～(5)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていること。 ※ただし、監査事項10(1)～(5)の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	特定教育・保育施設等運営基準府令第13条第6項	・使途・額・理由について書面で明らかにするとともに、ただし文を除き文書による同意を得ていない(軽微な場合はB)。	B・C
	13 施設型給付費の額に係る通知	特	法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(子ども・子育て支援法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第14条第1項	・法定代理受領により受けた施設型給付費の額を、教育・保育給付認定保護者に対し通知していない。	C
6 利用者に関する市への通知	14 不正受給に関する通知	特	特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していること。	特定教育・保育施設等運営基準府令第19条	・不正受給について、遅延なく、意見を付してその旨を市に通知していない。	C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
7 公定価格 I 基本部分	15 基本分単価 基本分単価に含まれる職員構成	特 (教・保)	基本分単価に含まれる職員構成を充足していること。 なお、分園は中心園の園長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。 (ア) 保育教諭等 基本分単価における必要保育教諭等の数（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第5条第3項に規定する教員を除く。）は以下の i と ii を合計した数であること。 i 年齢別配置基準（※） 4歳以上児 30人につき1人、3歳児及び満3歳児 20人につき1人、1、2歳児（保育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人 （注1）「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあっては、幼稚園の教諭の普通免許状（助保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する講師にあっては幼稚園の助教諭の臨時免許状。以下この注において同じ。）を有し、かつ、保育士登録を受けた者（令和12年3月31日までの間に限り、副園長、教頭、主幹保育教諭及び指導保育教諭以外については、幼稚園の教諭の普通免許状のみを有する者又は保育士登録のみを受けた者を含む。また、副園長、教頭、主幹保育教諭及び指導保育教諭については、令和9年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭の普通免許状のみを有する者又は保育士登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあっては、幼稚園教員免許状を有する者又は保育士登録を受けた者をいうこと（なお、副園長及び教頭については、副園長・教頭配置加算（監査事項16）の適用を受ける場合は、含まない。）。	留意事項通知別紙3 ⑤、4⑥ 相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例	・職員構成を充足していない(充足していない事を保育課に報告済の場合はB)。	B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
		(注2) ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児（保育認定子どもに限る。）」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。 また、「満3歳児」とは、以下の者をいうこと（当該年度内に限る。）。 ・教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳で年度途中で満3歳に達して入園した者 ・2歳児（保育認定子どもに限る。）が年度途中で満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者 (注3) 確認に当たっては以下の算式によることとし、教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに確認すること。 <算式> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} \} + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)} \} + \{1、2\text{歳児数 (保育認定を受けた子どもに限る。)} \times 1/6 \text{ (同)} \} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)} \}$ =配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入） (注4) 基本分単価の費用の算定上、i 年齢別配置基準の保育教諭等には主幹保育教諭等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第14条に規定する副園長・教頭・主幹保育教諭・指導保育教諭（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においては、主幹教諭・指導教諭・主任保育士）をいう。以下同じ。）2人（教育標準時間認定子どもに係る分及び保育認定子どもに係る分でそれぞれ1人ずつ）を配置するための費用が含まれている。 主幹保育教諭等が2人又は1人の配置がなされていない場合は、「主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」の減額調整を行う必要があること。 また、主幹保育教諭等が1人しか配置されていない場合は、教育標準時間認定又は保育認定のいずれか一方を減算調整すること。			

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
			別紙4（認定こども園（保育認定2・3号））における「1号認定子どもの利用定員を設定しない場合（⑱）」の調整を受ける施設の場合については、主幹保育教諭等及び代替保育教諭は保育認定に係るそれぞれ1人ずつの配置があれば足りること。 また、第4（1）に定める基本分単価において充足すべき職員と各加算に係る取扱いにおいては、主幹保育教諭等2人又は1人が配置されていない場合も、必要となる基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を満たす場合は、基本分単価において充足すべき職員数を満たしていると取り扱って差し支えないこと。 ii その他（※） a 保育認定子どもに係る利用定員 90人以下の施設については1人 b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人（注1） c 主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人（うち1人は非常勤講師等でも可とする）（注2） （注1）保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の講師としても差し支えないこと。 （注2）当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。 （※）保育教諭等には幼保連携型認定こども園設備運営基準附則第6条及び第7条等に基づいて都道府県等が定める条例に基づき配置される職員を含む。			

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
			(イ) その他 i 園長（施設長） ii 調理員等 保育認定子どもに係る利用定員20人の施設は1人、21人以上40人以下の施設は2人（うち1人は非常勤（注））、41人以上 150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤） （注）週5日、1日当たり4時間の配置分の費用を算定。 iii 事務職員及び非常勤事務職員 （注）施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。 （注）非常勤事務職員については、1人分の費用（教育標準時間認定子どもに係る利用定員が91人以上の施設に限る。）及び週2日分の費用を算定。 iv 学校医・学校歯科医・学校薬剤師（嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師）			

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
Ⅱ 基本加算部分	16 副園長・教頭配置加算	特 (教)	園長（施設長）以外の教員として、次の要件に準じて副園長又は教頭を配置していること。 i 認定こども園法第14 条又は学校教育法第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。 ii 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。 iii 当該施設に常時勤務する者であること。 iv 園長が専任でない施設において、幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。	留意事項通知別紙3⑦	・加算の要件を満たしていない。	C
	17 学級編制調整加配加算	特 (教)	全ての学級に専任の学級担任を配置できるよう、基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、保育教諭等を配置する教育標準時間認定子ども及び保育（2号認定に限る。）認定子どもに係る利用定員が31人以上300人以下となっていること。	留意事項通知別紙3⑧	・加算の要件を満たしていない。	C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
	18 1歳児配置改善加算	特 (保)	監査事項15の(ア) i の年齢別配置基準のうち、1歳児に係る保育士配置基準を1歳児5人につき1人により実施し、以下の要件を満たしていること。なお、1歳児の実人数が5人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育士数を満たす場合は、加算が適用される。 <要件> i 処遇改善等加算（⑦、㉔）の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること。 ii 業務においてＩＣＴの活用を進めており、以下の①及び②～④のいずれか1つの機能以上を有するシステムを導入し、業務に活用していること。 ① 園児の登園及び降園に管理に関する機能 ② 保育に係る計画・記録に関する機能 ※ 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。 ③ 保護者との連絡に関する機能 ※ ＩＣＴを介さない個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く ④ キャッシュレス決済に関する機能 ※ ＩＣＴを介さない個別アプリ等による銀行振込や口座振替の場合等を除く。 iii 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）第4加算額の算定、2 区分1及び区分2の加算率の算定に示す方法により算定される「職員1人当たりの平均経験年数」が10年以上であること。 ※ 原則として加算年度の4月1日時点の「職員1人当たりの平均経験年数」で判断することとするが、年度途中において職員の採用・異動等により本要件を満たす場合には、本要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から加算を適用すること。 <算式> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} \} + \{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)} \} + \{2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)} \} + \{1\text{歳児数} \times 1/5 \text{ (同)} \} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)} \}$ =配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）	留意事項通知別紙4⑩	・加算の要件を満たしていない。	C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
	19 3歳児配置改善加算	特 (教・保)	監査事項15の(ア) i の年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施していること。なお、3歳児の実人数が15人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育教諭等数を満たす場合は、加算が適用される。 <算式> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1, 2\text{歳児数 (保育認定を受けた子どもに限る。)} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$	留意事項通知別紙3⑨、4⑧	・加算の要件を満たしていない。	C
	20 満3歳児対応加配加算	特 (教)	(ア) 3歳児配置改善加算の適用がない場合 監査事項15の(ア) i の年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は20人につき1人）としていること。なお、満3歳児の実人数が6人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育教諭等数を満たす場合は、加算が適用される。 <算式> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$ (イ) 3歳児配置改善加算の適用がある場合 監査事項15の(ア) i の年齢別配置基準のうち、満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を満3歳児6人につき1人（満3歳児を除いた3歳児は15人につき1人）としていること。なお、満3歳児の実人数が6人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育教諭等数を満たす場合は、加算が適用される。 <算式> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + \{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児 \times 1/6 \text{ (同)}\} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$	留意事項通知別紙3⑪、⑪'	・加算の要件を満たしていない。	C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
	21 講師配置加算	特 (教)	基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要教員数」を超えて、非常勤講師（幼稚園教員免許状を有し、教諭等の発令を受けている者）を配置する教育標準時間認定子どもに係る利用定員が35人以下又は121人以上となっていること。	留意事項通知別紙3⑫	・加算の要件を満たしていない。	C
	22 チーム保育加配加算	特 (教・保)	基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育教諭等の数」を超えて、保育教諭等（幼稚園教員の免許状を有するが保育教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。）を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編制を行うなど、3歳以上子ども（認定こども園全体の教育標準時間認定子ども及び保育認定子ども（4歳以上児及び3歳児に限る。）をいう。以下同じ。）に対し、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施していること。 なお、本加算の算定上の「加配人数」は、3歳以上子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数（注1）の範囲内で、「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数（注2）としていること。 （注1）3歳以上子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数 45人以下：1人、46人以上150人以下：2人、151人以上240人以下：3人、241人以上270人以下：3.5人、271人以上300人以下：5人、301人以上450人以下：6人、451人以上：8人 （注2）「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。1 常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前）による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が3人未満の場合小数点第1位を四捨五入した員数とする。 （例）2.3人の場合、2人 2 常勤換算人数（小数点第2位以下切り捨て、小数点第1位四捨五入前）による配置保育教諭等の数から「必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が3人以上の場合小数点第1位が1又は2のときは小数点第1位を切り捨て、小数点第1位が3又は4のときは小数点第1位を0.5とし、小数点第1位が5以上のときは小数点第1位を切り上げて得た員数とする。 （例）3.2人の場合→3人、3.4人の場合→3.5人、3.6人の場合→4人	留意事項通知別紙3⑬、4⑬	・加算の要件を満たしていない。	C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
	23 4歳以上児配置改善加算	特 (教・保)	監査事項15の（ア）iの年齢別配置基準のうち、4歳以上児に係る保育教諭等の配置基準を4歳以上児25人につき1人により実施する施設（チーム保育加配加算を算定している施設は除く。）に加算する。なお、4歳以上児の実人数が25人を下回る場合であっても、以下の算式による配置基準上保育教諭等数を満たす場合は、加算が適用される。 <算式> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/25 \text{（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））}\} + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{（同）}\} + \{1、2\text{歳児数（保育認定を受けた子どもに限る。）} \times 1/6 \text{（同）}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{（同）}\} = \text{配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）}$	留意事項通知別紙3⑩、4⑨	・加算の要件を満たしていない。	C
	24 副食費徴収免除加算	特 (教)	給食実施日（注1）があり、かつ、利用子どもである副食費徴収免除対象子ども（注2）に給食実施日があること。 （注1）副食の提供状況については保護者への意向聴取等により施設が把握している各月初日における副食の提供予定による。また、施設の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものと見なすものとする。 （注2）以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市から通知がされた子どもとする。 1 特定教育・保育施設等運営基準府令第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する教育標準時間認定子ども 2 特定教育・保育施設等運営基準府令第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の教育標準時間認定子ども 3 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である教育標準時間認定子ども	留意事項通知別紙3⑪	・提供できる体制がとれなくなった場合に、修正減額をしていない。	C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
Ⅲ 加減調整部分	25 土曜日に閉所する場合	特 (保)	施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある場合は保育課に連絡し、加減調整していること。 また、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱うこと。 なお、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に閉所しているものとして取り扱うこと。	特定教育・保育等費用算定基準留意事項別紙4㉔	・閉所する日があった場合に加減調整されていない。	C
	26 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合	特 (教)	以下の要件を満たしていない場合に加減調整していること。 （要件） 監査事項15の（ア） i （注4）の主幹保育教諭等1人を配置し、その主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させるための監査事項15の（ア） ii c の代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。 また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。 認定こども園の基本分単価は、主幹保育教諭等がクラス担当等から離れて、指導計画の立案や子育て活動等に専任できるよう、代替保育教諭等の配置のための費用を算定していることから、主幹保育教諭等がクラス担当や学級担任を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合は減算調整を行うこと。	留意事項通知別紙3㉔、4㉕	・教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させていない場合に加減調整されていない。	C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
			i 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ii 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かり及びこれらと同等の要件を満たして実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） iii 満3歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） iv 障害児（軽度障害児を含む。）（注）に対する教育・保育の提供（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） （注）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。			

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
			v 継続的な小学校との連携・接続に係る取組で以下の全ての要件を満たすもの（年度当初から当該取組を開始する場合は5月において計画により下記の要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。） (7) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしていること。 (i) 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を年度を通じて複数回実施していること。 (ii) 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）。 vi 都道府県及び市町村等の教育委員会又は幼児教育センターなど幼児教育施設に対して幼児教育の内容・指導方法等の指導助言等を行う部局、あるいは幼児教育アドバイザーなど地方自治体に所属して幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験に基づき幼児教育に関する指導助言等を行う者と連携して、園内研修を企画・実施していること。 vii 災害等により、教育・保育が提供できない場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者に対する連絡、被災状況の把握、勤務状況に応じたこどもの預かりに関する相談及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携等を行うために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施していること。 viii 乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に基づく事業）			

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
		特 (保)	監査事項15の（ア） i （注4）の主幹保育教諭等1人を配置し、その主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための監査事項15の（ア） ii c の代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。 また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。 認定こども園の基本分単価は、主幹保育教諭等がクラス担当等から離れて、指導計画の立案や子育て活動等に専任できるよう、代替保育教諭等の配置のための費用を算定していることから、主幹保育教諭等がクラス担当や学級担任を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、1月を超えて兼務が継続している場合は減算調整を行うこと。 i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。））。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。		・教育・保育計画の立案等の業務に専任させていない場合に加減調整されていない。	C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
			iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。） iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） また、①乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②乳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。 v 障害児（軽度障害児を含む。）（注）が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） （注）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。 vi 災害等により、教育・保育が提供できない場合に、教育・保育を必要とするエッセンシャルワーカーである保護者に対する連絡、被災状況の把握、勤務状況に応じたこどもの預かりに関する相談及び代替保育先や預かり先の確保に向けた行政や関係機関との連携等を行うために必要となる緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアル等の整備並びに原則月1回の研修・訓練の実施等を行う取組を実施していること。 vii 乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に基づく事業）			

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
IV 特定加算部分	27 年齢別配置基準を下回る場合	特 (教・保)	施設に配置する保育教諭等の数が、監査事項15の（ア） i 及び ii で定める保育教諭等の数（ii の c を除き、学級編制調整加配加算が適用される場合は、当該加算に係る保育教諭等1人を含む。）を下回る場合に加減調整していること。	留意事項通知別紙3⑭、4⑳	・年齢別配置基準を下回る場合に加減調整されていない。	C
	28 事務職員配置加算	特 (教)	基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員（注）を超えて、非常勤事務職員を配置する認定こども園全体の利用定員が91人以上であること。 （注）園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。	留意事項通知別紙3㉓	・加算の要件を満たしていない。	C
	29 指導充実加配加算	特 (教)	基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要保育教諭等の数を超えて、非常勤講師を配置する教育標準時間認定子ども及び保育認定（2号認定に限る。）子どもに係る利用定員が271人以上であること。	留意事項通知別紙3㉔	・加算の要件を満たしていない。	C
	30 事務負担対応加配加算	特 (教)	基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員（注）並びに事務職員配置加算（監査事項28）において求められる非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する認定こども園全体の利用定員が271人以上であること。 （注）園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要であること。	留意事項通知別紙3㉕	・加算の要件を満たしていない。	C
8 その他	31 その他	共	会計に関すること得不適切な事項がないこと。		・不適切な事項がある（軽微な場合はB）。	B・C

項目	監査事項		監査内容	関係法令等	評価	判定
----	------	--	------	-------	----	----

※ 周知事項 ※

	付加的保育及び付加的サービスの 実施	特	付加的保育又は付加的サービスを実施するに当たっては、 「保育所における付加的保育及び付加的サービスの実施にお ける具体的な留意事項等について」に定められた要件を遵守 していること。	特定教育・保育施設 等運営基準府令第13 条第3項 保育所における付加 的保育及び付加的 サービスの実施にお ける具体的な留意事 項等について	—	—
--	-----------------------	---	---	--	---	---